

特別徴収関係書類への個人番号、法人番号の記載について

平成28年1月1日以後、記載が必要となるもの

書類名	法人番号(個人事業主の場合は個人番号)	納税義務者の個人番号
退職所得等の分離課税に係る納入申告書	○ ※1	
退職所得申告書	○	○
市民税・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書	○	
特別徴収義務者所在地・名称変更届	○ ※2	
給与支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書	○	

※1 個人事業主については、納入申告書は納入書裏面を使用せず、別紙にて個人番号を確認できる書類の写しと本人確認書類の写しをあわせて提出してください。

※2 個人事業主の場合、個人番号の記載は必要ありません。

平成29年1月1日以後に給与の支払いを受けなくなった者に係る届出に記載が必要となるもの

書類名	法人番号(個人事業主の場合は個人番号)	納税義務者の個人番号
市民税・府民税 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	○	○

平成29年度以後の年度分の個人市・府民税に係る届出に記載が必要となるもの

書類名	法人番号(個人事業主の場合は個人番号)	納税義務者の個人番号
特別徴収切替依頼書	○ ※3	
給与支払報告書	○	○ ※4

※3 個人事業主の場合、個人番号の記載は必要ありません。

※4 控除対象配偶者、扶養親族の個人番号の記載も必要です。

変更後の各種書類の様式は、随時ホームページに掲載します。必要に応じて、ダウンロードして使用してください。